

不登校児童生徒及びいじめ認知件数の推移

H29. 6. 23（金）東松島市総合教育会議資料

1 不登校児童生徒数

	小学校	中学校
平成27年度	16	47
平成28年度	3（6）	66（56）
平成29年度（5月末現在）	0（0）	4（32）

（注）一般的に病気等の理由以外で年間30日以上欠席した児童生徒を不登校としている。平成28年度以降は、30日未満の不登校による欠席や別室登校の児童生徒を不登校傾向（準不登校）として調査することになり、（ ）内はその人数にあたる。

2 いじめ認知件数

	小学校	中学校
平成27年度	57件	22件
平成28年度	144件	32件
平成29年度（5月末現在）	36件	12件

（注）平成18年に発生件数から認知件数に変更され、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法でいじめの定義が変わったことにより、件数的には大幅に増加した。更に、平成29年度からいじめ解消の定義が変わった（いじめ発生から3か月経過により解消の判断）。平成28年度末時点で解消されない事案が1件あったが（小学校6年女児）、中学校進学を機に現在は解消されている。

3 携帯電話・スマートフォン・パソコン等のトラブル件数

	小学校	中学校
平成27年度	3件	3件
平成28年度	1件	5件
平成29年度（5月末現在）	0件	0件

（注）平成29年度5月末時点で解消されていない事案はない。